

平成29年第1回（3月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第2次総合教育プランの策定について

上越市第2次総合教育プラン（案）の修正等の概要	・・・・・・・・	1～12
上越市第2次総合教育プラン（案）	・・・・・・・・	別冊

所管委員会	文教経済常任委員会
提出課	教育総務課

上越市第2次総合教育プラン（案）の修正等の概要

■文教経済常任委員会所管事務調査

- 開催日 平成28年12月5日（月）
- 配布資料
 - ・上越市第2次総合教育プラン（案）の策定イメージ
 - ・上越市第2次総合教育プラン（案）の概要
 - ・上越市第2次総合教育プラン（案）
- 反映した意見 1件

■パブリックコメントの実施

- 実施期間 平成29年1月4日（水）～2月3日（金）
- 公表資料 上越市第2次総合教育プラン（案）
- 寄せられた意見数 45件（1人、1団体）

【内訳】

第2次総合教育プランの構成		意見数
第1章	計画の策定に当たって	3
第2章	基本構想	0
第3章	基本計画	
学校教育	基本施策1 学力向上のための指導・支援	1
	基本施策2 特別支援教育の充実	0
	基本施策3 学校の教育課題解決の支援	1
	基本施策4 学校・地域の連携の強化	3
社会教育	基本施策5 生きがいもてる生涯学習環境の整備	27
	基本施策6 豊かな地域文化の振興への支援	5
	基本施策7 地域が主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進	0
第4章	計画の推進	3
その他		2

- 反映した意見 4件（うち一部反映3件）

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	1
	一部反映した意見	3
	反映しなかった意見	17
	既に計画（案）に記述済の意見	7
計画（案）以外の意見		17

■その他（教育委員会による修正）

- 計画（案）に示す教育の方向性、施策の展開に影響を及ぼさない軽微な修正 3件

■上越市第2次総教育プラン（案）修正内容

- 文教経済常任委員会所管事務調査の意見を踏まえた修正 1件
- パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた修正 4件
- 教育委員会による修正（計画（案）に示す教育の方向性、施策の展開に影響を及ぼさない軽微な修正） 3件

修正箇所		意見	対応状況	市の考え方	修正後	修正前
ページ	項目					
《文教経済常任委員会所管事務調査の意見を踏まえた修正》						
P37	施策 4-1 地域とともにある学校づくりへの支援 <input type="checkbox"/> 施策の展開 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ・スクール事業の充実	施策の展開に、学校・地域の協働により教育課程を推進することを追加してはどうか。	修正	社会に開かれた教育課程を進めるには、学校と地域の連携・協働の体制が必要なことから追記します。	○ 学校職員と学校運営協議会委員による合同の研修会の実施 学校と地域が確かな信頼関係のもと、協働して学校の教育課題解決や地域の活性化を進めることができるよう、「社会に開かれた教育課程」の視点について学校職員と学校運営協議会委員が学ぶ場を設定します。 （追記）	-
《パブリックコメントの意見を踏まえた修正》						
P5	1 計画改定の背景 (3) 第1次総合教育プランの評価の検証から【豊かな心、健康でたくましい心身を育む取組について】	「○基本的な生活習慣・・・地域と連携した取組を実施」とありますが取組の内容がわかりませんので例を上げてください。食育プランの中のどのような施策と関連した連携なのか具体的な取組がありましたら教えてください。	反映	基本的な生活習慣を形成するために、近隣の学校間で起床や就寝時間、食事・学習の時間等を記入する共通の取組カードを使用し、家庭との連携を進めています。 また、地域との連携では、地域の方から望ましい食習慣についての講演をいただいている事例もありますので、それらの取組例を追加してお示しすることとします。 また、食育推進計画においても、取組の方向として「学校、保育園等における食育の充実」が位置付けられています。	○ 基本的な生活習慣の形成については、 <u>学校、家庭、地域と連携した取組を進めています。例えば、近隣の学校間で睡眠・食事・学習の時間等を記入する共通の取組カードを学校と家庭の連携に活用するとともに、中学校区単位でのライフコントロール週間の取組や生活実態調査を実施したり、保護者や地域の皆さんとともに学校保健委員会を開催するなど望ましい生活習慣の確立に向けた取組が定着しています。</u>	○ 基本的な生活習慣の形成については、 <u>近隣の学校間、家庭、地域と連携した取組を実施し、特に中学校区単位でのライフコントロール週間の実施や生活実態調査の実施、また、学校保健委員会の開催など望ましい生活習慣の確立に向けた取組が定着しています。</u>
P42	施策 5-1 人づくり、地域づくり充実のための支援 <input type="checkbox"/> 現状と課題 公民館事業実施数・受講者数の推移グラフ	H19年度は、1,059件、56,098人、現状は300件台、40,000人に推移しています。減少した原因は何なのか。予算の減少なのか、ニーズの減少なのか、など説明の必要があると考えます。	一部反映	平成20年度は事業の見直しにより、高齢者対象事業を健康福祉部の事業に位置付けの変更をしたことから、教育委員会としての事業実施数が大幅に減少したものです。このグラフは、現状を説明するために示すものであり、平成19年度のデータは特段の必要性がありませんので、ご指摘のような疑問を生じさせないように削除します。 なお、講演会や単年度限りの事業を多く取り入れた年度は、参加者が増えるなどの変動があります。	グラフ中のH19年度の数値を削除	H19年度 ・公民館事業実施数 1,059件 ・受講者数 56,098人

修正箇所		意見	対応状況	市の考え方	修正後	修正前
ページ	項目					
《パブリックコメントの意見を踏まえた修正》						
P43	施策 5-1 人づくり、地域づくり充実のための支援 <input type="checkbox"/> 施策の展開 <input checked="" type="checkbox"/> 文化・芸術活動の学習成果の発表の場の提供	「作品制作成果の発表の場を創出し・・・」とありますが、改めて場を創出するまでもなく各町内会では文化祭を催して発表の場をつくっています。各町内会では厳しい財政状況の中で展示パネルを借用しながら工夫して実施しているところです。この活動に対して行政としての支援があればより一層活動が活発になるものと考えますので、実情を踏まえての支援を記述してください。	一部反映	ご意見を踏まえ、「民謡・民舞などの芸能活動や絵画等の作品制作成果の発表の場を提供し、市民の活動意欲の高揚を図ります。」と修正します。 なお、活動に対する支援に係るご意見につきましては、幅広く活動を支援することとしていることから、具体的な実情を踏まえた支援策は記述しないこととします。	<input type="checkbox"/> 民謡・民舞などの芸能活動や絵画等の作品制作成果の発表の場を <u>提供</u> し、市民の活動意欲の高揚を図ります。	<input type="checkbox"/> 民謡・民舞などの芸能活動や絵画等の作品制作成果の発表の場を <u>創出</u> し、市民の活動意欲の高揚を図ります。
P44	施策 5-2 図書を身近に活用できる図書館、読書活動の推進 <input type="checkbox"/> 目標 <input type="checkbox"/> 現状と課題 <input type="checkbox"/> 施策の展開	「目標」「現状と課題」「施策の展開」において、学校図書館の観点、地域の図書館の観点を区別がよくわかりません。区別がよくわかるような記述が必要です。	一部反映	ここでは、読書活動を児童・生徒に進めていくための視点として、学校図書館及び市立図書館の取組を総合的にお示ししています。その趣旨は子ども読書活動は学校図書館だけにとどまらず身近な地域の図書館の利用も含めて推進するとの考えによるものです。「目標」ではそうした観点から広く読書活動の普及について記述しています。 明確に区分できる箇所として「現状と課題」の各取組については、「学校の取組」を「学校図書館の取組」に、「図書館の取組」を「市立図書館の取組」に修正します。	(学校図書館の取組) <input type="checkbox"/> 読書旬間の… (市立図書館の取組) <input type="checkbox"/> 定期的な…	(学校の取組) <input type="checkbox"/> 読書旬間の… (図書館の取組) <input type="checkbox"/> 定期的な…

修正箇所		意見	対応状況	市の考え方	修正後	修正前
ページ	項目					
《教育委員会による修正》						
P3	1 計画改定の背景 (2) 教育施策に係る国の動向	—	修正	文部科学省が平成 29 年 2 月に次期学習指導要領の案を公表したことから、その内容を踏まえ修正します。	○ 現在、次期学習指導要領の改訂に向けて、 <u>文部科学省で審議が進められており、平成 32 年度に小学校、翌 33 年度に中学校が全面実施となります。平成 28 年 12 月に中央教育審議会から次期学習指導要領の改善及び必要な方策等に関する答申が出され、平成 29 年 2 月に次期学習指導要領の案が公表されました。今回の改訂では、今後の社会の在り方を見据え、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことを重視しています。一方的に知識を得るだけでなく、主体的・対話的で深い学びからの授業改善をさらに充実させ、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指します。</u>	○ 現在、次期学習指導要領の改訂に向けて、 <u>中央教育審議会</u> で審議が進められており、平成 32 年に小学校、翌 33 年に中学校が全面実施となります。平成 27 年 8 月に同審議会教育課程企画特別部会が示した論点整理を基に、各種、各教科別の課題についてワーキング・グループで検討が行われ、そのとりまとめが公表されています。 ○ 平成 28 年 8 月には、それらが初等・中等教育分科会で審議され、「 <u>審議のまとめ</u> 」として報告されました。今後、この「 <u>審議のまとめ</u> 」を基に答申に向けた審議が行われま
P53	施策 7-1 生涯スポーツ活動の充実 □施策の展開	—	修正	総合型地域スポーツクラブは、地域ぐるみのスポーツ活動の中心的な役割を担う団体であることから、 <u>体育協会と連携した既存クラブの育成と、未設置地域でのクラブの創設について追記</u> します。	■ 体育協会、 <u>各種スポーツ団体</u> への支援 ○ 市民がスポーツに親しむ環境を整えるため、市民が気軽に参加できる教室や大会を <u>開催する体育協会</u> を始め各種スポーツ団体への支援を行います。 ■ 総合型地域スポーツクラブの育成及び支援 ○ 地域におけるスポーツ活動を推進するため、体育協会と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成や活動の活性化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの未設置地域でのクラブの創設を支援します。 (追記)	■ 体育協会、総合型地域スポーツクラブ等への支援 ○ 市民がスポーツに親しむ環境を整えるため、市民が気軽に参加できる教室や大会の <u>開催、体育協会、総合型地域スポーツクラブ</u> を始め各種スポーツ団体への支援を行います。
P57	施策 7-3 スポーツ環境の整備 □施策の展開 ■拠点施設・専門施設の整備	—	修正	(仮称)上越市体操アリーナの整備は、市民のスポーツ活動の推進のほか、 <u>スポーツコンベンション誘致による交流人口の拡大</u> を目的としていることから修正します。	○ 東京オリンピックなど国際大会で活躍できる体操のトップアスリートの育成強化を支援するとともに、東京オリンピックの事前合宿を始め、 <u>大会や合宿等のスポーツコンベンションの誘致による交流人口の拡大や市民の健康増進及び生涯スポーツの充実</u> を図るため、(仮称)上越市体操アリーナの整備に取り組みます。	○ 東京オリンピックなど国際大会で活躍できる体操のトップアスリートの育成強化を支援するとともに、東京オリンピックの事前合宿を始め、 <u>体操競技の合宿や大会による交流人口の拡大</u> を図るため、(仮称)上越市体操アリーナの整備に取り組みます。

■パブリックコメントで寄せられた意見で、計画に反映しなかった意見及び既に計画（案）に記述済の意見

○反映しなかった意見（計画(案)以外の意見を含む） 34 件

事業や取組などに関する個別具体的な意見、自身の主張や問題意識を述べているもの等

該当箇所	意見	市の考え方
<p>P2 (1) 教育を取り巻く環境の変化</p>	<p>いま行われている子供達への教育は、この子達の将来の為に、そして地域や国の将来の為に 行われていることは、どなたも異論はないと思います。このためには、将来を展望し、これに 備えることも必要です。将来展望は、技術革新により変化します。これもまた、教育を取り巻 く環境の変化です。</p> <p>しかし、この欄では、こうしたことに一切触れてありません。単に国の動向に伴う、受け身 的な教育プランであるなら、実現が危うい頼りないプランになりかねないと危惧します。市教 育委員会は、先導的な取り組み「上越カリキュラム」を進めてこられた訳であり、主体的・能 動的な教育行政を行っていると感じたいところです。次のような文章（下線部）の追加を提言 します。</p> <p>①人口減少と少子・高齢社会の進行ならびに技術革新の進展 (既にある3項目に加えて)</p> <p><u>○ 昨今のコンピュータの進歩は目覚ましく、研究機関や学識経験者の多くから、人材育成の 面でも、将来に備えるべきとの見解が多数発表されています。子供達が社会で活躍する頃 には、人工知能（AI）技術が社会に普及し、社会で求められる仕事の性質も大きく変わっ ていることが予測されます。人間の方が優位性をもつ資質や能力を磨き高める教育が一層必 要となります。</u></p>	<p>「(1) 教育を取り巻く環境の変化」の項目は、社会の構造変化からの視点として「① 人口 減少と少子・高齢社会の進行」「② 家庭や地域の変容」を掲げ、その結果として「③ 子ど もの変化と学校教育」という整理をしています。</p> <p>ご指摘の技術革新の進展については、将来の予想される社会の変化と考えられ、この項目で 現在の影響下にある子どもの変容と結んで記述するのはそぐわないと考えます。</p> <p>しかし、ご指摘の点は、今後の学校教育等を考えていくときに欠かせない視点であることは 認識しており、「(2) 教育施策に係る国の動向」にもある学習指導要領改訂のポイントでもあ ることから、基本計画の中で、「主体的・対話的で深い学び」や新しい時代に必要となる資質・ 能力の育成といった視点で、具体的な施策をお示ししています。</p>
<p>P3 (2) 教育施策に係る国の動向</p>	<p>「アクティブ・ラーニング」という用語が、今後は一般化していくと思います。解り易くす るために、次のように（下線部）を併記することを提言します。</p> <p>「主体的・対話的で深い学び（<u>アクティブ・ラーニング</u>）」</p>	<p>アクティブ・ラーニングの視点は、次期学習指導要領の改訂の議論の際に大きく取り上げら れてきた考え方であり、平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申でも使用されている用語で すが、平成 29 年 2 月に文部科学省から公表された次期学習指導要領案及び「改訂のポイント」 では、「アクティブ・ラーニング」の表記は一切なくなり、「主体的・対話的な深い学び」に表 現が統一されています。当プランにおいても「主体的・対話的で深い学び」と表記することと します。</p>

該当箇所	意見	市の考え方
<p>P17 施策 1-1 施策の展開 ■教育センター及び指導主事訪問による研修の推進</p>	<p>アクティブ・ラーニング（AL）は、従来の総合的学習の延長・深化と捉えることも可能でしょう。また、特別な訓練を受けた先生でなく、一般市民でも、資質次第では、少々の練習を行えば、ある程度知っている分野については、進行役を務まるのではないかと思います。</p> <p>しかし、ここに、甘く見てはいけな落とし穴があります。進行役の人の心の習慣が、ALを上手く進められるか否かの別れ目になるからです。従来の授業では、先生が一方向的に話し、時折り生徒に質問し答えさせるのが一般的でした。教室では先生が発信者で、生徒が受信者です。しかし、この発信者と受信者の関係を固定させたままでは、ALを進めることは不可能です。生徒から発せられる信号や言葉を、敏感に且つ受容的に受け止め、柔軟に対応する心の習慣が必要になります。こうして受け止めた事も含めて、幾つもの課題の相互関係を整理したり、問題点の原因説明が進むよう、生徒に助言すること等が、進行役の務めになるはずで、一般市民でも、ソリューション営業を行っている担当者や部下のやる気を上手に引き出している管理職、現場のリーダーなら、当たり前のように行っている類の事です。</p> <p>相手が発する信号や言葉の受け止め方の問題ですが、受容的に受け止めるには、その前に、自己受容も必要になります。自己受容が出来ていない時は、相手に対して不寛容な言葉が、ついつい口をついて出てしまうからです。そうすると、気の弱い相手なら、心を閉ざし、思っていることも話せなくなってしまいます。受容的になるという事は、ずっとその状態のままでいることを許すことではなく、先ずその状態であることを冷静に且つ温かく認めてあげたうえで、より良い方向へ歩みだすよう、寄り添いながら、そっと勇気づけることです。今まで習った先生を思い出してみれば、このような能力を備えた先生もいらっしゃいましたが、備えていなかった先生も少なくありません。</p> <p>全ての教科をALで進めることは、全ての先生が、こうした心の習慣を身に付けることを求められることであり、容易なことではないと推察します。人間は、現状維持が一番楽です。自らを変革することは、苦痛に感じる生き物です。職業上の務めだと言われても、急には自己改革できない先生も少なくないと思われま。それ相応の準備期間と繰り返しの研修が必要になる先生も多いと推察します。</p> <p>この意味での教育委員会の取り組みを「上越カリキュラム」で拝見しました。研究モデル校を小学校1校、中学校1校を指定して1年間取り組み、研究モデル校の実践を広く紹介し、各校がカリキュラムづくりに活かすよう、周知を図っていくことになっています。また、小・中学校の各学校1ないし2名の教員を集め、教育プラザ201・202会議室で、平成28年6月8日14:00-16:30に「授業力向上研修 アクティブ・ラーニング 研修会」が行われています。「アクティブ・ラーニング」について理解を深め、指導力や 授業力を高める講座のようです。講師には、上越市立大手町小学校、上越教育大学附属小学校で生活科・総合的な学習の時間を実践、カリキュラム研究に取り組まれていた田村学氏（現職：文部科学省 視学官）を招いています。</p> <p>全ての先生がALに取り組むのは、まだ緒についたばかりでは？と感じます。仮に、ALに積極的な一部の先生が、一生懸命に取り組み始めているとしても、他の多くの先生は、冷やかに眺めているだけで、学校の中で浮いてしまっているのではないかと心配です。</p> <p>次の段階としては、ALに消極的な先生も含めて、全員の研修が必要になるはずで、先ずは、ALがどのようなものか、各先生の再確認から始め、資質に応じた研修プログラムを個人別に組む必要があるはずで、個人別の研修プログラムは、ヤラサレ感がある状態では、効果が半減するでしょうから、例えば、本人自ら、専門家の指導を受けながら組み立てる取り組みも必要かもしれません。次のような文章（下線部）の追加を提言します。</p> <p>○ <u>教育研究事業（教育センター）</u> <u>教職員の授業改善への意欲の向上を図るために、新学習指導要領の改訂も見据えた授業力向上研修、学校力向上研修、職種・課題別研修などの研修の充実を図ります。特に、アクティブ・ラーニング型授業の研修については、個々の教職員の資質に応じた研修プログラムについても充実を図ります。</u></p>	<p>ご意見のアクティブ・ラーニングに関する研修は、「新学習指導要領の改訂も見据えた授業力向上研修」に含まれます。また、授業力向上研修は、アクティブ・ラーニングには限らないため、ご提案の内容は反映しません。</p> <p>なお、上記でお答えしたとおり、当プランでは「アクティブ・ラーニング」との表記はせず、「主体的・対話的で深い学び」と表記を統一します。</p>

該当箇所	意見	市の考え方
P29 施策 3-1 施策の展開 ■道徳教育の充実	<p>■道徳教育の充実の項の中に○ふるさとの偉人読み物・・・、がありますが、道徳教育とは性格を異にするものです。ここは■ふるさと教育の充実、として項を設けることを提案します。上杉謙信公をはじめとする上越の偉人の顕彰をして後世に引き継いでいくことは今を生きる私たちに課された義務ではないでしょうか。特に謙信公の義のこころは上越の誇りとして子どもたちに伝えていく必要があります。土地の偉人の顕彰に関しては他の地に比べて遅れていることは市民誰もが感じているところです。学校教育の場におけるふるさとの文化や生活の伝承も大切なことですのでぜひとも項を設けて記述してください。</p>	<p>ふるさとの偉人読み物資料集は、道徳の時間に教科書と併用する副教材として、またキャリア教育やふるさと学習の教材として、さらには集団読書や読み聞かせ、全校朝会の講話等の際に幅広く活用することを目的に作成しました。本資料を使った道徳の試行授業に基づいて「道徳の時間の活用例」もついていますので、「道徳の時間での活用にも取り組む」という意味で、ここに記述しています。</p> <p>なお、「上越カリキュラム」の中で上杉謙信公の義の心等を学ぶ「謙信公学習」を小学校 6 年生、中学校 1 年生の社会の中で各 1 時間ずつ行うことになっています。学校の様々な教育活動を通して、ふるさとへの関心や誇りを高めてまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。</p>
P36 施策 4-1	<p>地域とともにある学校づくりへの支援、としていますが小学校の統廃合に関して記述されていません。統廃合は今後真剣に考えなければならない事項ですので記述が必要です。また、部活が優先されていることから地域の行事に子どもたちの参加がないことが懸念されています。地域にとって子どもたちとともに行う地域行事は重要事項ですので記述が必要と考えます。また、部活に関していろいろな問題が提起されており、政府においてもあり方が検討されておりますので記述が必要です。</p>	<p>学校の統廃合については、地域の実情を踏まえ、地域や保護者の意向を十分にお聞きしながら方向性を検討していくことが必要であると考えていますが、学校の適正規模の検討に当たっては、「学校適正配置基準」に基づき、上越市学校適正配置審議委員会において検討しており、また、当プランの計画期間内に学校の統廃合の実現を位置付けることは難しいとの考えから、当プランには記述していません。</p> <p>部活動については、報道機関等で指摘される問題として運営の仕方や教職員への負荷などが取り上げられていますが、本市においては課題として確認されていないことから、部活動に関する記述は行いません。</p>
P37 施策 4-1 施策の展開	<p>○「社会教育主事」の役割について ご承知のように、社会教育法第 9 条の 3 に、社会教育主事の職務が 2 点規定されています。そのうち、第 2 項の職務については、近年の学社連携・融合の動きが進む中で、教育基本法に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が位置づけられたことから、平成 20 年の社会教育法の改正時に新たに設けられたものです。</p> <p>本市においては、全国でも先進的といわれる「地域青少年育成会議」の仕組みを市内全中学校区に設け、それを基盤にコミュニティ・スクール制度も導入して、学校・地域の連携強化を進め、子どもたちの教育活動を行っています。日頃から公民館の活動等を通じて地域住民とともに活動する社会教育主事が、社会教育法の規定のように、学校の教育活動を支援することで、さらにこの施策が充実し、深化するものと考えます。ですから、この『プラン』の P37 の「施策 4-1 地域とともにある学校づくりへの支援」の「施策の展開」の部分に、社会教育主事の役割も位置づけることが必要だと考えます。</p>	<p>社会教育主事の教育活動への参画については、児童・生徒を多くの大人がサポートし、多様な出会いや体験等を通して子どもたちの健全育成のために必要であると認識しています。しかし、この項目では、学校運営協議会と地域青少年育成会議で進めている教育活動の充実を示す箇所としており、社会教育主事の配置やその活動の場は、P43 の「社会教育主事の適正配置」でお示ししています。</p> <p>また、地域青少年育成会議では、地域コーディネーターを中心に学校と地域との連携を行っており、現在のところ社会教育主事の役割を位置付ける予定はありません。</p>
P39 施策 4-2 施策の展開 ■家庭教育に関する意識の啓発	<p>アクティブ・ラーニング（AL）を進めていくと、家庭での子供達の態度にも、恐らく変化が現れるものと推察します。例えば、『なぜ？』『どうして？』と、親や祖父母などに食い下がるようになるかもしれません。あるいは、大人の会話に子供ながら加わり、生意気な事を言うようになるかもしれません。子供達が AL の学習態度を身に付ければ、当然に起こり得ることだと思います。その時に、大人が適切な態度で接してあげないと、せっかくの学習態度に冷や水を浴びせることになりかねません。親や祖父母にも、PTA等を通してALについての理解と協力を求めておく必要があると考えます。次のような文章（下線部）の追加を提言します。</p> <p>○ 家庭教育が果たす役割の重要性について啓発するため、教育機関等と連携しながら子どもの保護者や地域の大人を対象とした家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。特に、<u>アクティブ・ラーニングを全教科で進めるにあたり、家庭での子供との接し方についても、理解と協力が得られるよう、家庭向けの案内書を作成し、PTAなどを通して周知を図ります。</u></p>	<p>アクティブ・ラーニングによって、子どもの家族への接し方に影響が出るとは考えていませんので、ご指摘の記述は行いません。</p>

該当箇所	意見	市の考え方
P42 施策 5-1 □目標	<p>「公民館を中心に・・・学びが循環する地域づくりに取り組みます。」とありますが、公民館だけが生涯学習をしている訳ではありません。各生涯学習団体があり、それらの団体を支援・育成することが本来の役目と思います。公民館は、市民の生涯学習の支援、サポートの観点から抜けていると思います。</p> <p>他市の例では、地域のリーダーや生涯学習の担い手を養成しようと、長岡市中央公民館が開いている「生涯学習推進大学」や、市民が講座の企画・運営を行い、生涯学習課が講師の派遣の手伝い、事務作業の協力等を実施している「妙高市民大学」等の市民の生涯学習の支援、サポートをしている行政も多いと思います。</p> <p>目標が公民館中心の目標の立て方であり、生涯学習、社会教育を踏まえた目標の捉え方が必要と考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、生涯学習は公民館だけでなく、様々な場面においてなされていくものですが、当プランでは、社会教育からの視点で人づくり、地域づくりを充実するため、各地域自治区にある公民館が中心となり、学びが循環する地域づくり（生涯学習社会）の実現に向けて取り組む考えを明確化しています。</p>
P42 施策 5-1 □現状と課題	<p>「市民が生涯にわたって学び続けるよう、公民館事業等を通じて・・・提供しています。」とありますが、各生涯学習団体と公民館との関わりは触れていません。現状と課題も示すべきだと思います。生涯学習、社会教育の観点からの問題意識が必要であり、ましてや、まちづくりの観点から捉えることも必要と考えます。</p>	<p>公民館がかかわる団体は生涯学習団体以外にも、教育機関や地域団体等があります。そのため、生涯学習団体と公民館に特記した内容の記述は控えさせていただきます。</p> <p>なお、現状と課題は、生涯学習と社会教育の観点を踏まえて記述しています。</p>
P43 施策 5-1 施策の展開 ■多様な学習機会の提供	<p>「各種教育関係機関及び団体と連携しながら・・・学習機会の充実をはかります。」、現状と課題においても「時代に適応した学習機会の提供が求められています。」とありますがイメージがつかめませんので具体的に例示してサポートする施策を述べてください。</p>	<p>社会教育の分野は幅広く、機会を提供する分野の内容や連携先によって手法の変化が想定されますが、一例を記述することにより、その手法が固定観念として定着する恐れもあることから、具体例は示さないこととします。</p>
P43 施策 5-1 施策の展開 ■文化・芸術活動の学習成果の発表の場の提供	<p>「文化に触れる機会を提供する・・・」とありますが、移動手段に不便を感じている人々への配慮が必要であると考えますので追加の記述を提案します。</p>	<p>本プランでは、芸能・美術などの芸術や文化の振興を図ることを定めていることから、個別具体的な内容に関することは、各事業で対応することとしています。ご意見は各事業実施の際の参考とさせていただきます。</p>
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	<p>公民館活動を通じた人づくりに関して、3つの施策を示していますが、市民をお客様扱いではなく、異世代・異業種の交流の場づくりに向けて、参画と協働を促す創意工夫が必要と思います。それらの文言を入れ具体化すべきだと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、異世代・異業種の方の交流を深める場としての公民館の活用は、人づくりや地域づくりの一助となると考えます。</p> <p>人づくりや地域づくりに向けた取組は、いただいたご意見のほかにも幅広く考えられることから、具体化の一例を記述するのではなく、施策の展開を総体的に記述しています。</p>
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	<p>公民館活動を通じた人づくりに関して、公民館講座は社会教育課や公民館運営委員によって企画運営されていると認識しています。公民館で活動している、生涯学習団体、サークル団体等は公民館の企画運営に関わっていないのが現状だと思います。</p> <p>この企画運営に一般の住民の皆さんが関わられる仕組みが必要であると考えます。地域になじんでいない人が運営委員になっていたり、地域のニーズにマッチしていない講座があったりしているという現状があるからです。公民館ごとに利用団体や住民参加の10名程度の公民館運営世話人会を設けることを提案します。この運営世話人会で公民館講座やイベントの企画を立てたり公民館の利用や運営に関して話し合うこととしてください。公民館で活動している団体等が運営協議会を設立し運営するという方法もあります。</p>	<p>第2次総合教育プラン（案）に関する意見ではないため、反映しません。</p> <p>なお、公民館で活動しているサークル団体等の方も公民館運営委員として公民館講座の企画運営に携わっています。また、公民館運営委員及び公民館受講者等のアンケートの中に記載されている要望を踏まえて計画を立てています。</p> <p>いただいた具体的なご意見については、参考とさせていただきます。</p>
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	<p>公民館活動を通じた人づくりに関して、利用団体や住民の皆さんが自ら企画して自ら実施する講座を受け入れて共催で実施する仕組みや利用団体や住民の皆さんに講座やイベントを委託する仕組みも必要です。</p> <p>公民館を単なる貸館としてではなく、地域の人達が心の拠り所として愛着を持って利活動できる施設とするためには是非とも必要なことです。</p>	<p>地域の方による自主講座の開催は、理想的な講座の運営方法です。</p> <p>共催や委託という手段もありますが、地域の方がすべて自分たちの手で行い、実践することが継続性の視点からも有効であり、真の生涯学習につながるものと考えています。</p> <p>講座等の実施をお考えでしたら、是非、実施場所として公民館をご利用ください。</p> <p>いただいたご意見は、今後の公民館の運営を考える際の参考にさせていただきます。</p>
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	<p>公民館活動を通じた人づくりに関して、市民が提案する講座・サークルの企画運営を公民館がサポートする仕組みも必要です。他市では、市民大学を市民が立ち上げて行政がサポートする仕組みがあります。ぜひ実施する仕組みを提案します。</p>	<p>地域の方が自主講座を開催できる状態になることが理想と考えますので、いただいたご提案については、今後の参考とさせていただきます。</p>

該当箇所	意見	市の考え方
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	公民館活動を通じた人づくりに関して、講座以外にも誰もが自由に利用できる仕組みが必要です。(既にその様になっている場合はその周知が行き届いているか、検証する必要があります。)	公民館では事業だけでなく、会議や研修を行う場や絵手紙、社交ダンス、大正琴など様々な分野における活動の場として利用されています。今後も、公民館だより等を活用して利用促進に努めます。
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	公民館活動を通じた人づくりに関して、公民館講座には健康に関する講座（病気予防の知識、認知症予防の知識、など）、食育に関する講座などを取り入れる工夫が必要と考えます。	既に、健康や食育に関する講座を公民館事業で計画し、取り組んでいます。いただいたご意見は、今後の事業の計画の際の参考とさせていただきます。
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	公民館活動を通じた人づくりに関して、地域のニーズを把握して講座化する仕組みや仲間づくりができるカリキュラム、問題解決能力向上のカリキュラムが必要と考えます。仕組みやカリキュラムの検討に際しては外部の有識者を含めて幅広く意見を求めることとしてください。	現状では、公民館運営委員との協議や公民館運営審議会委員の評価を講座等に反映させています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	公民館活動を通じた人づくりに関して、公民館講座の充実や公民館の多様な利活用のためには現在の各公民館運営委員のレベルアップも大切です。外部有識者を交えた意見交換会や講座検討会等を企画してください。	公民館運営委員のスキルアップのための研修会等は実施しています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	社会教育委員と公民館運営協議会委員について、社会教育委員の中には何期も継続して委員になっている人もいます（最高で 17 年、6 年以上の人が 6 名）。42P の現状と課題において「時代の変化や情報技術の進歩を踏まえながら、市民ニーズの把握に基づく新たな視点を持って、・・・」としていることから、幅広い分野からの委員の登用や新しい委員の登用と市民感覚を幅広く反映するための市民公募の人数を委員の半数にすることなどが必要であると考えます。 また、社会教育と公民館運営に関する協議は別のものであると思いますので社会教育委員と公民館運営協議会委員との併任は排除すべきと考えます。	社会教育委員と公民館運営審議会委員は、文部科学省省令による参酌基準を基に、幅広い分野から委員を登用しており、任期ごとに新しい方も入っていただいています。 公募委員は今後も登用する考えですが、分野や地域ごとに選任する委員の意見も施策に反映させたいので、公募の委員数には制限がかかります。 また、現在、職員体制を含めて社会教育課と公民館併任で一体的に企画・運営していることから、委員についても併任いただく予定です。
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	公民館活動を通じた人づくりに関して、公民館は健康づくりや地域の活性、人心の活性、認知症予防の拠点、まちづくりの拠点でもあり、健康保険料や介護保険料の低減にも役立ちます。長野県や富山県では公民館を有効に活用していると聞きます。これらの事例を参考にして公民館法の精神を生かして運営されるよう要望します。	当市においても福祉分野における活動の場として公民館をご利用いただいています。

該当箇所	意見	市の考え方
<p>P43 施策 5-1 施策の展開 ■地域の資源や人材を活用した学び合う社会の形成</p>	<p>『地域の資源や人材を活用した学び合う社会の形成』は、素晴らしい目標だと思います。主体的・対話的で深い学び、別名『アクティブ・ラーニング（AL）』（参考資料1）や『学び合い』（参考資料2）の方法により、参加者同士で学び合う活動（まちづくり市民大学で地域の課題に取り組むゼミナール方式の活動）に参加しながら、確信するようになったことがあります。</p> <p>多様化する地域の課題に対処するには、市民と行政との協働の取組みが必須だと言われます。そのとき市民側で推進する人に望む資質や能力として考えられるものは、「課題を発見し、解決しようとする志を持ち、解決に導く力」、「未知の課題に挑み、既成の概念にとらわれない創造的な発想力や企画力」、「プラス思考で課題に取り組む自己肯定感の醸成、そして、人に対して思いやりの気持ちを持って働きかけ、多様な考えを受容するコミュニケーション能力」などが挙げられます。こうした資質や能力を持った人材が育つためには、学校教育や家庭教育ばかりでなく、社会で行われる『社会教育』も大切ですし、こうした全ての教育の機会を利用した各個人の取組み、即ち『生涯学習』（参考資料3・4）の取組みも大切であると思います。</p> <p>しかし、こうした資質や能力を備えた人材は、上越地域には、まだまだ不足していると感じることが多々あります。例えば、地域活動支援事業を見ても、地域のどんな課題をどの程度改善できそうか、首を傾げたくなる事業が、少なくありません。</p> <p>なぜ、こうした人材が育ちにくいのか考えてみますと、周囲の人達と違う行動や周囲から目立つ行動を不安に感じたり、逆に皆で渡れば怖くないと感じたりする、いわゆる同調圧力が一因ではないでしょうか。私たち日本人の約7割は、同調圧力（参考資料5）に弱く、周囲の人達と同じでない不安になり易いとのこと。ちょっとした差が、引け目や不安感、自己否定感になり易いのです。人材が育つ上で障壁の一つになるのは間違いなさそうです。</p> <p>『学び合い』により、この障壁は自然に解消できるように思います。多様な考え方を受容的に受け止めるコミュニケーション、このコミュニケーションにより集まった課題の整理、解決策の模索、こうしたことが『学び合い』の理想形のはずです。人と違う考えや意見を述べても、『学び合い』の場では安心・安全であるという体験を重ねるうちに、自分をさらけ出すことに次第に慣れていきます。障壁だった同調圧力はあまり感じなくなるでしょう。風通しも良くなるはずです。</p> <p>多様な考えや意見が合わさって化学反応を起こし、新しい発想や企画が生まれることも体験できます。ユニークな活動や自分なりの暮らしをハツラツと営む市民が増え、地域の魅力が高まり、地域経済の活性化や若者の定着にも寄与するかもしれません。</p> <p>このように、『学び合い』には、様々な効果が期待できるものの、地域の中での単なる教えたり教わったりではなく、理想的な効果を発揮する為には、守るべき要諦があるはず。幸いにして、私達の地域には、『学び合い』に先駆的に取り組まれた教授・准教授を多数かかえる上越教育大学があり、新潟県には「まちづくり学校」という全国的にも数少ない、地域活動の推進役の育成組織もあります。こうした方々から、一般市民が『学び合い』の上手な進め方を伝授してもらおう為の公的な支援をもっと拡充すべきです。例えば、こうしたことを伝授する講座を公民館が主催するだけでなく、市民団体等が開催する一般市民対象の公開講座にも市の費用で講師を派遣したり、市民団体等と公民館が共催で行ったり、柔軟に取り組めるようにすべきと考えます。次のような文章（下線部）の追加を提言します。</p> <p>（既にある項目に加えて） ○ <u>「学び合い」の上手な進め方を広く市民に普及する学習活動については、各種教育機関及び市民団体等とも連携して進め、公的な支援の拡充を図ります。</u></p>	<p>ご意見のとおり、「学び合い」の視点は重要であると考えます。</p> <p>当市の社会教育では、地域の方が様々な場所や機会、主体的に活動することを目指していますが、今のところ、活動費を補助する支援は考えていません。効果的な社会教育事業を実施する場合の関係団体との連携については、今後、個々に検討したいと考えています。</p>
<p>P43 施策 5-1 施策の展開 ■社会教育主事の適正配置</p>	<p>社会教育主事の適正配置に関して、適正配置を進めるとありますが適正配置のイメージがつかめませんので適正配置のイメージを記述してください。また、社会教育主事の人数が十分ではないと聞いていますがこの点についても記述が必要と考えます。</p>	<p>社会教育法で、「教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」とされており、現在、社会教育課に5人の社会教育主事資格者を配置していますが、地域の課題等は年度や時期で変化し、その都度、適正と思われる人数の変動が予想されることから、イメージの記述は控えさせていただきます。</p>

該当箇所	意見	市の考え方
P43 施策 5-1 施策の展開 ■身近な施設の有効活用	身近な施設の有効活用に関して、有効活用を図るとありますが有効活用のイメージがつかめませんので例をあげて記述してください。	社会教育施設の有効活用については、直接の公民館活動のみならず、その前段に当たって、自由に集まり、話し合える場として幅広く活用してもらうことを示したものです。地域活動は個々に特徴があり、身近にある地域に根付いた施設を幅広く有意義に活用していきたいことから、例を挙げることは控えたいと考えています。
P43 施策 5-1 施策の展開	42Pの現状と課題において「市民ニーズの把握に基づく新たな視点を持って・・・」とありますが、施策の展開の項に対応する記述が見当たりません。新たな視点でどのような学びの機会や場を提供するのでしょうか。市民ニーズの把握の仕組みや新たな視点の考え方を記述してください。	ニーズの把握方法等は、参加者アンケートや公民館利用団体への聞き取り等が想定されますが、地区公民館や分館によって、その方法が異なること、また、新たな視点についてもニーズにより定まるものであることから、一概に記述することは適当でないと考えます。市民に対する学びの機会を提供していくことについては、多様な学習ニーズに応じた学習機会が享受できるようにすることを記述しています。
P45 施策 5-2 施策の展開 ■読書に関する啓発活動	■読書に関する啓発活動の項について、読み聞かせ活動にかかわる市民活動団体が多数ありますので、これらの市民活動団体との連携が必要と考えます。	読み聞かせ団体の方々とは、これまでも連携する中で図書館や学校、公民館等において定期的な読み聞かせの会や季節ごとのイベント等で活動していただいております。子どもたちの読書活動の支援や読書の普及・啓発にご尽力いただいております。今後とも引き続き活動団体の方々と連携を図りながら読書に関する普及・啓発に努めていきます。
P49 施策 6-2 施策の展開 ■企画展の実施	■企画展の実施の項、各施設の運営には観光施設としての配慮が必要と考えます。	各施設ともに教育施設として設置され、施設の設置目的に沿った事業を展開する中で観光的な利活用も図られているものと考えます。
P50 施策 6-3	①埋蔵文化財センターの位置づけがよくわかりません。総合博物館との関わりをどうするのか、②埋蔵文化財センターにある上杉関係の展示物は歴史博物館の改修に伴い移転するのかよくわかりません。③総合博物館、古径記念美術館、水族博物館、埋蔵文化財センター、ものがたり館とも教育施設であるとともに観光施設でもあります。観光施設としての配慮と記述も必要と考えます。	①市内の博物館・資料館等がそれぞれ担当分野を分担し、全体として「総合博物館」としての機能を有するよう考え、埋蔵文化財センターは主として中世以前に、博物館は主として近世以降に特化するよう計画しています。 ②「上杉関係の展示物」は現在、謙信公の郷振興協議会が実施している企画展に伴うものであり、博物館の改修とは無関係です。 ③各施設ともに教育施設として設置され、施設の設置目的に沿った事業を展開する中で観光的な利活用も図られているものと考えます。
P51 施策 6-3 施策の展開 ■博物館・美術館施設の充実	○総合博物館大規模改修事業において高田城を中心にした展示を計画しているようですが、春日山城や福島城は小さく扱われているようです。これら 3 つの城はいずれも歴史上重要な位置にありますので同等に扱うこととしてください。	総合博物館から歴史博物館へのリニューアルにあわせ、市民が地域の歴史像を共有できるよう常設展示の整備を行います。その常設展示では、春日山城と越後国府、福島城、高田城の三城の模型や平面図を実際の方角や距離に合わせて配置し、三城と城下町の移動が「越後の都」のリレーであること、日本史のなかでも重要な位置付けがされたことなどを解説します。
P59 3 施策の点検・評価	実施計画の策定に当たっては市民や市民活動団体と対話をしながら広く意見を聞いて、声を反映した実施計画としてください。少なくともパブリックコメントを提出した人等との意見交換は必要と考えます。	実施計画は、当プランの基本計画の構成を引き継ぎ、項目ごとに、目標を達成するための事業と成果指標を示すものですので、基本的な目標や考え方は当プランと同一のものです。策定に当たっては、学校教育に関わる小中学校の校長会、学校運営協議会、各種関係団体から意見聴取を行いながら作成しています。今後も、必要に応じて各種関係団体との連携を図りながら、計画の実施に努めます。
P59 3 施策の点検・評価	施策の点検評価において「市民の意見やニーズを把握する」としていますが、具体的なイメージを記述してください。そうでないとどのように実施する予定なのかイメージできません。	この箇所は計画の進行管理の必要性を説明している部分ですので、市民の意見やニーズを把握する具体的な手法については記述しません。具体的な施策の点検・評価は今後策定する実施計画に基づき行います。実施計画に掲げる成果指標では、教育委員会が進める各施策の達成状況について、事業実施後のアンケートによる市民の満足度の調査や学校現場における子どもの姿の客観的データなどにより、具体的な施策の効果や市民意識の変化等を把握することとしています。
P59 3 施策の点検・評価	点検・評価の結果は市民に公開して広く意見を聞くこととしてください。また、地域協議会にも報告することとしてください。このことが、市民に関心を持ってもらうとともに協働して学校教育・社会教育、スポーツ活動、文化活動等を推進していく原動力になるものと考えます。	点検・評価の結果は、市議会に報告し、市のホームページに掲載するとともに市政情報コーナーに配置しています。なお、地域協議会は、それぞれの区に関する事案を審議いただく役割であると認識しており、市全体の教育施策に係る内容について報告することは考えておりませんが、ホームページに掲載することで広く市民に内容を公開し、当プランに基づく教育施策のご理解を得るよう努めます。

該当箇所	意見	市の考え方
—	社会教育課の組織について まちづくりと生涯学習の観点から、学校教育以外の事項に関しては所管を教育委員会から自治・市民環境部へ組織移動し、市民参画と協働を促す組織とすることを提案します。 平成25年～26年当時社会教育審議会で審議員であった秋山審議員（現在県会議員）から本庁への組織移動の話があがり、教育委員会全体で組織防衛した経緯がありました。	第2次総合教育プラン（案）に関する意見ではないため反映しませんが、いただいたご意見は参考にさせていただきます。
—	公民館協力員の役割 公民館協力員は本来、生涯学習、社会教育を理解した人が採用されるべきであると考えますが、場違いと感じられる人の採用が見受けられます。公民館利用団体の要望やその地域のニーズに合った講座の設営を図ることが役割だと考えますが、その役目が十分果たされていないと感じられます。	第2次総合教育プラン（案）に関する意見ではないため反映しませんが、いただいたご意見は参考にさせていただきます。

○既に計画（案）に記述済の意見 7件

該当箇所	意見	市の考え方
P43 施策 5-1 施策の展開 ■公民館活動を通じた人づくり	公民館活動を通じた人づくりに関して、そもそも公民館活動とは何かの定義が良く分かりませんので42Pの現状と課題の「公民館には・・・役割が期待されています。」を踏まえて記述してください。	公民館活動を通じた人づくりの部分で、「地域の活性化を図るため、公民館を中心とした学習活動を通じて…」と記述しています。
P43 施策 5-1 施策の展開 ■社会教育主事の適正配置	○「社会教育主事」の配置について 社会教育法等で規定された専門職の社会教育主事については、『プラン』のP43に、「生涯にわたって学びが循環する地域づくりを目指して、社会教育に関する知識をもつ社会教育主事の適正配置を進め、支援体制の整備を図ります。」と計画されています。 社会教育主事の配置が、この『プラン』の中にしっかり位置づけられているものと受けとめ、感謝申し上げます。私たち社会教育主事会は、専門職集団として、今後も研修や親睦・交流の機会をつくり、その資質と能力のさらなる向上に、引き続き務めていきたいと考えます。	ご意見のとおり、市といたしましても社会教育法で規定されている社会教育主事の専門性を生かし、県内外の社会教育の動向を踏まえながら、市の特性を生かした社会教育の在り方を考え、実践に取り組んでいきます。
P43 施策 5-1 施策の展開	42Pの現状と課題において「時代に適応した学習機会の提供が求められている」としていますが、施策の展開の項に対応する記述が見当たりません。	時代に適応した学習機会の提供が求められていることから、市民ニーズに応じた学びの機会や場を提供するため、施策の展開の中の「多様な学習機会の提供」の項目において、「多様な学習ニーズに応じた学習機会が享受できるよう、市内で活動する自主活動団体及び指導者の紹介や公民館で行う講座等の情報発信に努めます。」と記述しています。
P43 施策 5-1 施策の展開	5Pの家庭の教育力向上の取組において「・・・健康3原則の周知と実行について更に継続する必要があります。」とありますが施策の展開には何も記述がありません。対応する記述が必要と考えます。	健康3原則の周知と実行については、「施策3-2 健康でたくましい身体を育む教育の推進」の項目において、生活習慣の改善を図る具体的な取組として施策の展開の中で記述しています。
P43 施策 5-1 施策の展開	5Pの公民館事業を中心とした学びの機会の提供、において「・・・学習活動を通じて地域を担う人づくりに資する取組の強化が求められる。」とありますが施策の展開には記述が見当たりません。対応する記述が必要と考えます。	現在、学習活動を通じて地域を担う人づくりに資する取組は、公民館事業の中で実施しています。 よって、施策の展開の「公民館活動を通じた人づくり」部分に該当します。今後も公民館事業を通じて取り組んでいきます。
P47 施策 6-1 施策の展開	「保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、」とあり、現状と課題にも「未指定文化財が数多く残っていることが想定され・・・指定に向けた調査を継続的に進める必要がある」としていますが施策の展開には対応する記述が見当たりません。対応する記述が必要と考えます。	文化財の市指定に伴う調査や状況把握などに関しては、文化財調査審議会の任務として位置付けられているため、「施策の展開」の中で「■文化財調査審議会の開催 ○・・・・・・・・文化財調査審議会を開催し、文化財に関する事項についての審議や建議を行います。○計画的に新たな市指定を行うことにより適切な保護を図ります。」と記述しています。
P47 施策 6-1 施策の展開	6Pの▼において「市民応援団活動の拡充により・・・史跡の良さを周知することが必要」としていますが施策の展開には活動の拡充や市民に周知することへの記述が見当たりません。市民活動団体との連携を含めて、対応する記述が必要と考えます。	「施策の展開」でお示ししているとおり、周知とは「地域住民に『文化財＝地域のお宝』としての意味や価値を伝え」ることであり、市民活動団体との連携の具体例として「協働による維持管理活動や活用事業における連携」と記述しています。